

氷見市学校文化体育振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金交付規則（昭和44年規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、学校文化体育振興補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 学校文化体育大会派遣補助金

(2) 学校文化活動補助金

(3) 学校文化体育団体運営補助金

2 この要綱において「学校文化体育大会」とは、予選会または選考会を経て出場資格を得た文部科学省、教育関係機関または文化体育連盟等が主催、共催もしくは後援する全国大会等で、氷見市教育委員会が対象とすることを認めた大会をいう。

3 この要綱において「学校文化体育活動」とは、児童生徒が学校教育を通して参加する行事及び課外活動等をいう。

4 この要綱において「学校文化体育団体」とは、学校教育の振興及び推進に寄与するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、学校文化体育の振興を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 氷見市内に活動拠点を置く団体等に所属し、氷見市立小・中学校に在籍する児童生徒及び引率指導者等

(2) 氷見市に住所を有する学校文化体育団体又は教育団体

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認められるものについては、市長が必要と認める額とする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助金の種類	補助金の対象となる内容など	補助金の額
学校文化体育大会派遣補助金	予選会または選考会を経て出場資格を得た文部科学省、教育関係機関または文化体育連盟等が主催、共催もしくは後援する全国大会等で、氷見市教育委員会が対象とすることを認めた大会	補助基準 交通費は、大会の区分により算定する。（氷見駅起点、氷見市職員等の旅費に関する規則に準じて計算） 1 全国大会 交通費は鉄道運賃及び特急料金相当額の半額 2 北信越大会 交通費は鉄道運賃及び特急料金相当額の1／3 その他の経費（荷物搬送費等）については、必要と認める とき、その経費の1／3 宿泊費は、その経費の1／3（<u>最後の試合等を行う日の前日（最後の試合等を行った日に帰宅できない事由がある場合は最後の試合等を行った日）までの宿泊を対象として支給する。</u>） ＊ ただし、県等（富山県中学校体育連盟等）の補助がある場合は、その補助基準単価を用いて算定する。 1 文化部門については、体育部門に準じて算定する。 2 全国大会を除く大会は、北信越組織大会に準じて算定する。 ＊ 県及び主催団体等の補助がある場合は、実費を超えない範囲で支給する。 ＊ <u>大会前の公式練習に伴う宿泊費は補助対象とし、その他（他校との交流試合等）の理由による宿泊費は補助対象外とする。</u> ＊ 学校教育活動以外は上限を1万円とする。
学校文化体育活動	文化、体育、その他諸活動	市長が必要と認める額 ・ 旅費相当 ・ 輸送に伴う諸経費（バス借上料） ・ その他の経費
学校文化体育団体運営補助金	市長が認める体育文化団体	市長が必要と認める額 ・ 中体連運営費

備考

1 補助対象外

- ・ 予選会や選考会を経ないでオープン参加する児童生徒又は単独チーム

2 学校文化体育大会（補助の対象とする大会）の具体例

[体育関係]

- ・全国中学校体育大会
- ・北信越中学校総合競技大会
- ・全国小学生ハンドボール大会
- ・全国小学生ソフトテニス大会
- ・全国小学生バドミントン選手権大会
- ・全日本卓球選手権大会
- ・わんぱく相撲全国大会
- ・全日本少年・学童軟式野球大会 など

[文化関係]

- ・全日本吹奏楽コンクール
- ・中部日本吹奏楽コンクール
- ・少年少女囲碁全国大会
- ・小中学校将棋団体戦 など

3 その他

- ・要保護、準要保護児童生徒は、必要に応じ、状況を考慮して助成するものとする。